## 東京都市計画地区計画の変更(葛飾区決定)

都市計画新柴又駅周辺地区地区計画を次のように変更する。

名称		新柴又駅周辺地区地区計画												
位置		東京都葛飾区柴又五丁目地内												
面積			約 2.1ha											
区び 域保	地区計画の目標			当地区は、北総線の開通に伴い新柴又駅が開設されたが、基盤整備が未だなされていない地区である。駅を中心としたこの地区に、道路や緑道等の整備を行うとともに、地域を魅力的な核とすべく、活力ある商業地の育成、良好な中高層住宅地の形成と、周辺環境と調和した景観形成を図り、総合的な街づくりを展開しようとするものである。  1 駅前広場に接続する道路や、駅周辺の道路の整備を行い、商業系施設の導入を図る。										
				2 歩道や	場に接続する 緑道を整備	ひ追応で、₹ して歩行者の	かんかん ローク・ファイン アンファイン アイファイン アイス	- クを確保し	八、同業が	心成の等が 高層住宅地	で図る。 対を形成する	0		
の全	十批利	用の方針		地区内を	即前を山/	ひとする近常	*************************************	その他のは		文分1. 次	クトうに定	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
整に				地区内を、駅前を中心とする近隣商業街区とその他の住居街区とに区分し、次のように定める。 1 近隣商業街区では、主として商業、業務系の施設の誘導を図り、ふれあいとにぎわいのある地域中心核の形成 を図る。 2 住居街区では、緑道や歩行者空間の整備を進めるとともに、中高層住宅の誘導を図り、安全かつ便利で定住性 の高い、良好な市街地住宅の形成を図る。										
備関	地区施	設の整備	の方針		の整備の方象									
` ਰ	7 to 650 il 6-	- ±5 /# -		2 駅周辺	の緑のネッ	トワークの-	−環として、	北総線高架	を確保するだれます。 北側に歩行る	者専用の緑	遺を整備す	る。		
	建築物	の整備の	万針		健全な商業は	地と良好な「	中高層住宅地	也の形成を図	るため、建筑	築物等に関	する整備の	方針を次の	ように	.定め
開る				分のうち	建築物の1、	2階部分の			地を形成す。 用途に限る					
発方				2 敷地の	高度利用を何	止するため、			低限度を定の回道路に面		別について、	建築物の高	さの最	低限
及針						者空間を確保	呆するため、	建築物の壁	面の位置の	制限を行う	,			
地		位	置	葛飾区柴又	五丁目地内									
X		面	積	約 0.9	h a									
	地配	道	路	名	称	幅 員	延長	備考	名	称	幅 員	延長	備	考
整	区置			区画道路1	号	1 0 m	1 1 5 m	拡幅	区画道路45	号	6 m	4 3 m	新	設
備	77_			区画道路 2	号	1 0 m	3 1 m	拡幅	区画道路 5 년	<b>=</b>	6 m	3 8 m	新	設
	施び			区画道路3	号	8 m	3 4 m	拡幅	区画道路 6 년	号	6 m	4 2 m	新	設
計	設規	その他の	公共空地	名	称	面	積	備 考						
画	の模			緑	道	4 0	5 m²	新設						

地	建	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。
	. —		1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業の用途に供する建築物
	築		
X	物		2 駅前広場に接する敷地上の建築物で、その1、2階部分にある居室のうち駅前広場に面するものを住宅、共同     住宅等の用途に供する建築物
		77 66 16 0 #LULTE (# 0	
整	等	建築物の敷地面積の	200㎡とする。
筆	に	最低限度	ただし、同区域内で現に建築物の敷地として使用されている土地で200㎡に満たないものについてその全
	-		部を一つの敷地として使用する場合及び区長がやむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。
備	関	建築物の壁面の位置	計画図に表示する壁面の位置の制限を定める部分に面する敷地上の建築物については、建築物の壁又はこれ
1113	す	の制限	に代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1 m以上とする。
1	る	建築物の高さの最低	計画図に表示する壁面の位置の制限を定める部分に面する敷地上の建築物のうち道路境界線から10m以内
計		限度	のものについては、建築物の高さの最低限度を9mとする。
	事	建築物等の意匠の制	1 建築物の屋根及び外壁等の色彩は、刺激的な原色を避け、落ち着きのある色調にするものとする。
<u></u>	項	限	
画		PIX	2 屋外広告物は、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものは、設置してはならない。

<sup>「</sup>区域、地区施設の配置、壁面の位置は、計画図表示のとおり」

は知事承認事項

理由:「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合を図るため、地区計画を変更する。